

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

☎国保年金課医療福祉係(☎826-1111 内線2406)

75歳以上の方、および一定の障害があると認定された65歳以上の方を対象とした医療保険制度です。被保険者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が交付されます。

## 後期高齢者医療被保険者証について

### ◆8月1日から保険証が新しくなります

保険証が届いたら、記載内容を確認してください。

**新保険証(紺色)**…有効期間8月1日(火)から

**現保険証(セピア色)**…有効期間7月31日(月)まで

窓口での自己負担の割合は、1割(一般)、2割(一定以上の所得のある方)、3割(現役並み所得者)です。

※有効期限が過ぎた保険証は、処分してください。

### ◆簡易書留で送付します

新しい保険証は、7月中旬から順次、簡易書留で配達を開始し、7月末までに完了します。保険証を受け取れず、不在連絡票が手元にある場合は、

**7月31日(月)まで**…土浦郵便局(城北町)で受け取り

**8月2日(水)から**…国保年金課窓口で受け取り

※受け取りの際は、運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。

## 後期高齢者医療保険料について

### ◆保険料の計算方法

被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた金額です。1年間の保険料の上限額は66万円です。

**均等割額** 46,000円

+

**所得割額**(総所得金額等－基礎控除額)×8.50%

### ◆保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることができない方は、減免の措置を受けられる場合があります。減免について詳しくは、お問合せください。

### ◆保険料の軽減判定基準と割合

#### ①均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額が、次の表の基準を満たす場合、軽減が適用されます。

#### 令和5年度均等割額の軽減

被保険者と世帯主の総所得金額など	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割	13,800円
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[29万円×世帯の被保険者数]以下の世帯	5割	23,000円
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+[53万5千円×世帯の被保険者数]以下の世帯	2割	36,800円

#### ②被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者だった方は、加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません)

※①と②を比べて、軽減割合の高い方が優先されます。

### ◆保険料の納め方

個人ごとの納付です。保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

#### 特別徴収(年金からの天引き)

**対象** 年額18万円以上の年金を受給し、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計金額が年金支給額の2分の1以下の方

※75歳になったばかりの方などは特別徴収になりません。

#### 徴収月

仮徴収	4月	原則、令和5年2月の徴収額と同じ、もしくは前年度1年間の保険料の6分の1が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	令和4年中の所得に基づく年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

#### 普通徴収(納付書または口座振替による納付)

**対象** 特別徴収に該当しない方

#### 普通徴収の納期限

1期	令和5年7月31日	5期	令和5年11月30日
2期	令和5年8月31日	6期	令和5年12月25日
3期	令和5年10月2日	7期	令和6年1月31日
4期	令和5年10月31日	8期	令和6年2月29日